

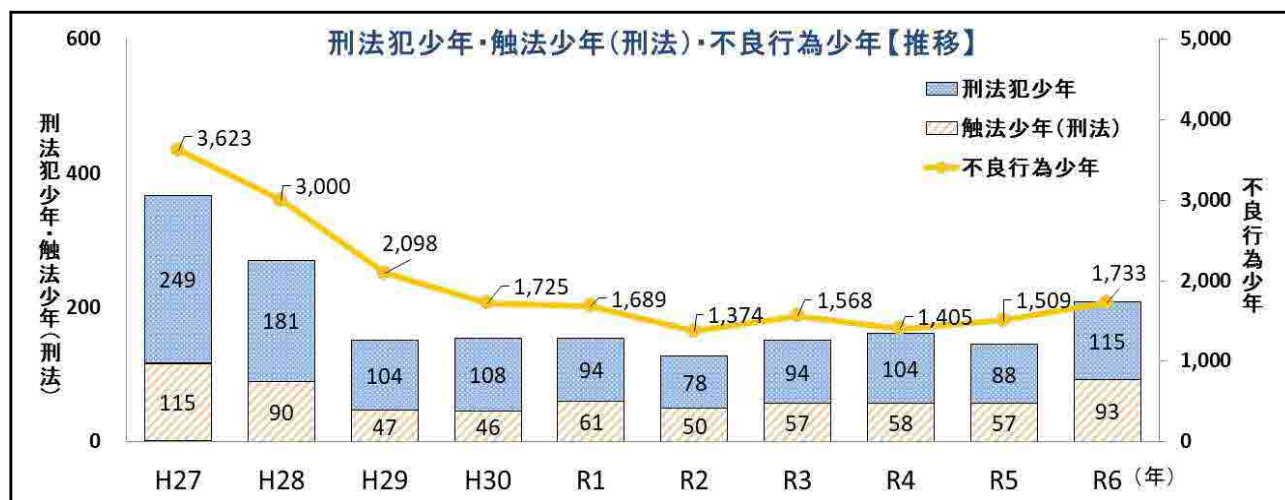
令和6年 高知県の少年非行の概要



令和6年中に、高知県警察で検挙・補導した少年（道路上の交通事故に関する罪や交通法令違反を除きます。）は1,985人で、前年に比べて308人増加となりました。

非行少年の類型別では、全ての類型（刑法犯少年^{※注1}、触法少年（刑法）^{※注2}、特別法犯少年^{※注3}、触法少年（特別法）^{※注4}及びぐ犯少年^{※注5}）が前年に比べて増加し、不良行為少年^{※注6}についても、前年に比べて増加しました。

区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	増減率
刑法犯	364	271	151	154	155	128	151	162	145	208	63	43.4%
刑法犯少年	249	181	104	108	94	78	94	104	88	115	27	30.7%
触法少年（刑法）	115	90	47	46	61	50	57	58	57	93	36	63.2%
特別法犯	42	22	22	16	19	33	36	30	23	43	20	87.0%
特別法犯少年	39	17	21	15	19	31	34	28	19	27	8	42.1%
触法少年（特別法）	3	5	1	1	0	2	2	2	4	16	12	300.0%
ぐ犯少年	3	2	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0.0%
不良行為少年	3,623	3,000	2,098	1,725	1,689	1,374	1,568	1,405	1,509	1,733	224	14.8%



高知県における「人口比^{※注7}」、「再非行率^{※注8}」及び「刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合」の全国での位置は次のとおりです。

人口比	全国ワースト7位(前年全国ワースト17位)
再非行率	全国ワースト5位(前年全国ワースト5位)
刑法犯検挙・補導総人員に占める少年の割合	全国ワースト5位(前年全国ワースト12位)

※注1：刑法犯（「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る罪や交通法令違反を除く。）など一定の法律に規定された罪をいいます。）で警察に検挙された14歳以上20歳未満の者をいいます。

注2：刑法犯の罪に触れる行為をした14歳未満の者をいいます。

注3：特別法犯（刑法犯以外の罪（道路上の交通事故に係る罪や道路交通法等一定の法律に規定する罪を除く。）をいいます。）で警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年をいいます。

注4：特別法犯の罪に触れる行為をした14歳未満の者をいいます。

注5：刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいいます。

注6：飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいいます。

注7：同年齢層人口1,000人当たりに占める刑法犯少年・触法少年（刑法）の割合をいいます。住民基本台帳年齢人口（10～19歳）【当該年1月1日集計、出典：総務省統計局】を基に算出しました。算出は高知県独自のもので、警察庁及び他都道府県警察の算出方法とは異なります。

注8：刑法犯少年・触法少年（刑法）に占める再非行者の割合をいいます。